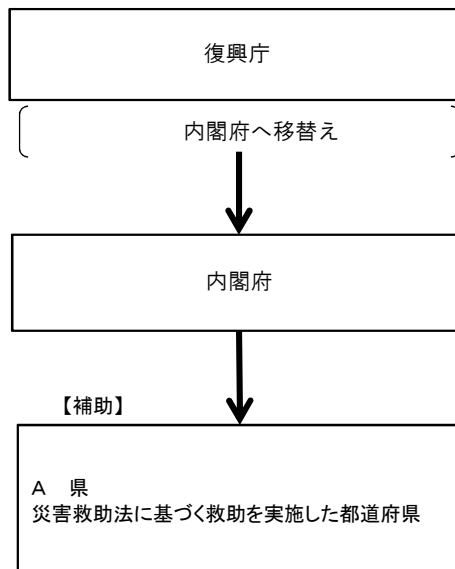


平成25年行政事業レビューシート (復興庁)								
事業名	災害救助費等負担金(復興関連事業)		担当部局庁	復興庁	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成26年度～未定		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官 大野 秀敏			
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	-				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害救助法第36条		関係する計画、通知等	災害救助費の国庫負担について				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	(災害救助費) ・東日本大震災に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(災害救助費) ・災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施する。 (1)救助に要する費用は都道府県が支弁 (2)費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により国が負担 ①普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100 ②普通税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分 80/100 ③普通税収入見込額の4/100を超える部分 90/100 近年の国会審議等で、被災者への対応を強化・一元化する観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から内閣府へ移管すべきだとの議論がなされてきたところであるが、『中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日)』においても、『被災者支援の総合的な実施の観点から、災害救助法の所管を厚生労働省から災害対策基本法や被災者生活再建支援法を所管する内閣府に移管することを検討すべきである。』と指摘されたことを受け、被災者支援の総合的な実施の観点から内閣府(防災担当)に移管することとなったもの。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	平成25年9月末まで厚生労働省で所管し、平成25年10月から内閣府へ移管したため、厚生労働省分は()書で記載		(49,355)	(52,948)	58,056	
		補正予算			-	-	-	
		繰越し等			(59,604)	-	-	
		計			(108,959)	(52,948)	58,056	
	執行額		(108,959)					
執行率(%)		(100%)						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない		成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	災害救助法適用県市町村数		活動実績 (当初見込み)	市町村数	241 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
単位当たりコスト	-		算出根拠					
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	災害救助費	(52,948)	58,056	「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」等に基づき、応急仮設住宅の供与期間を3年から4年に延長することに伴い必要となる関連経費、及び応急仮設住宅の解体撤去等にかかる経費について、平成26年度においても引き続き一定の財政措置の必要性が認められるため。				
	計	52,948	58,056					

事業所管部局による点検				
	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	大規模な災害時に、現に救助を必要とする者に対して避難所の設置等の応急救助を実施するものである。そのため、災害救助法の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫補助すべき事業であり、遺漏のない救助の実施につながる事となる。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	-		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	-		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-	
	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名
点検結果	本事業は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コスト削減等の点検にはなじまない。また、救助に当たっては、法に基づき適切に行われている。			
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
避難所の設置等の応急救助を実施するため、効率的・効果的な事業の実施に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
備考				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年	平成23年	平成24年		

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を行っているかについて補足
する)(単位:百万
円)